

## 平成23年度第5回笠間市行政改革推進委員会 議事録

1. 日 時 平成23年10月20日（木）午後1時00分から午後6時10分まで
2. 場 所 友部公民館 2階 大会議室
3. 出席者 委員9名（欠席3名）  
西山 猛，鶴田 亮子（副会長），井上 操，益子 康子，中澤 まさ，町田 満，  
山口 美由紀，伊佐山 忠志（会長），増渕 哲雄，  
事務局7名  
小松崎市長公室長，（行政経営課）野口課長，石井課長補佐，福嶋主査，高松係長，鈴木係長，石塚主事  
関係部長及び関係各課職員
4. 傍聴者 なし
5. 議 題 （1）第二次笠間市行財政改革大綱（案）に基づく実施項目各課ヒアリングについて

### 市長公室長

皆様，大変ご苦勞様でございます。本日は第5回 笠間市行政改革推進委員会でございます。本日は46の事業につきましてヒアリングをお願いするところでございます。今回は前回と違って項目の関係課を各課順々に行うという方法を取らせて頂きたいと思っております。なお，公務の関係上担当課長が出席出来ない場合がございますのでその点につきましてはご容赦の程，お願い申し上げます。本日はご苦勞様でございます。

### 事務局

それでは議事に入る前に事務局から何点かご報告ご説明させて頂きたいと思っております。今回の委員会も，笠間市情報公開条例第22条の規定により，会議を公開にて開催いたします。また，お手元に本日の委員会の出席者名簿を配布させて頂いております。本日，3名の委員が所用により欠席とのご連絡を受けておりますので，ご報告いたします。次に議事の進め方をご説明いたします。まず事前にご質問やご意見を頂きました項目について，【事前質疑・問合せ】取りまとめ表に担当課からの回答を取りまとめさせて頂いておりますが，説明が不十分と思われるものへ再質問をして頂き，次に，それ以外へのご質問・ご意見という2段階にて行ってまいります。

また，第1回を踏まえまして，ヒアリングを行う所管課の待機時間等を考慮させて頂き，今回は，ヒアリングの順番を課ごとに集約して行わせて頂きます。お手元にお配りしました「新各課ヒアリング割振り一覧」で進めさせて頂きたいと思っておりますので，よろしく願いいたします。ヒアリングが終了した課はその都度後退席し，次の課と入れ替えをさせて頂きます。それでは，委員会に入らせて頂きます。委員会設置条例第6条において「会長が議長となる」とされておりますので，これ以降の議事進行につきましては，会長をお願いいたします。

### 会長

皆さんこんにちは。委員の皆様には先週に引き続いてご苦勞様でございます。本日もよろしくお願い致します。それでは，議事に入らせていただきます。本日は，各改革項目の担当課に順においで頂きます。本日は新たな各課ヒアリング割振り一覧と取りまとめ表が基準になります。担当課ごとにまとめて行うこととしましたので，順番が入れ替わっております。また調査票も適宜，割振り一覧表にしたがってご参照頂ければと思います。それでは一連番号36番。ホームページへのCMSの導入について，質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

### 委員

現状のところで，「広報周知している」と書いてありますが，あまり分からない事があったので，周知しているとは思わなかったので，「広報している」だけでも良いのかと思いました。

会長

説明があればお願いします。

秘書課

広報と併せて周知しているという意味です。

会長

「周知を図っている」という意味ですね。その文言の修正をお願いいたします。

委員

はい。インターネットの出来る人と、どの位普及しているのか笠間市では捉えていますか。

秘書課

笠間市では捉えておりませんが、内閣府の調査ではパソコンの普及率については約8割あり、それを使ってインターネットの閲覧が出来る方が9割おります。それを考えますと約7割の方がインターネットを使って情報を閲覧出来ているものと思っております。確かにお年寄りなどは普及されていないと思われるので、その方には広報かさまや広報かさまお知らせ版で周知を図るということで進めております。

委員

広報かさまや広報かさまお知らせ版で周知出来ていると。発信する側と受ける側に温度差がある気がします。発信していれば市民に届いていると思いませんか。内閣府の情報なんか聞いていないんですよ。笠間市でどれ位使っているかな。それでインターネットを使って情報をとっているかなというのを市で分かっているかどうかを聞きたかったんです。

秘書課

笠間市では捉えておりません。

委員

そういうことを捉えながら行かないと、8割9割といっても現実の普及率を捉えていかないと、これで周知したことになるかなという疑問は持って頂きたいと思います。

会長

CMSの導入そのものについてはいかがですか。今の説明では実態については完全に把握出来ていない。パソコンの普及率についても実態は把握出来ていないという説明でしたが、委員からすればこの地域性を持った実体が欲しいということです。そういうエビデンスに基づいて企画をして欲しいという要望ですが、それを受けてCMSの導入についてはいかがですか。

委員

CMSの導入について、具体的にご説明頂けますか。

秘書課

CMSはパソコンのページやお知らせ版を職員がつくる際に、今までは専用ソフトの知識や技術が必要でしたが、CMSのシステムを使えば、作り手側が容易にホームページやお知らせをつくったりして市民に発信することが出来るということで、情報がより豊富に発信できる状態になるということです。

委員

これは金額的には掛かりますか。

秘書課

H23年度につきましては、システム導入と維持費ですので掛かりますが、H24年度からはサーバーやシステム使用料が掛かりますが、導入時に比べれば若干低い金額です。

会長

予算については、創設ですから純増ですね。つまりこれまでかからなかったコストが導入によってこれだけ掛かりますというのがこの投入コストの表です。それについて検討しておく必要はあるでしょうね。どこかの費用をこちらに持ってきますよということではありませんから。インシヤルコストから始まってランニングコストもこれからこれだけ掛かりますというのがありますから。

委員

はい。今のシステムはどこかに委託していますか。

秘書課

現在は自前のサーバーです。

委員

庁舎内にあるのを、外に出すということですね。CMSの導入でどの位コンテンツが出来ますか。安いものだと情報入れるとバナーが出て、内容が出るというのがあります。つくり込みがCMSは出来るのかどうか。100万円以上するので何か特徴があるのかと。

秘書課

はい。今現在はホームページの作成に当たっては職員が専門知識を持たないと出来ませんでした。CMSの導入によって職員が容易に作成出来る状況になるので、今はまだ研修中ですが導入によって、より早く対応出来る状況にはなります。

委員

通常は、お知らせとかの文書をつくる際、テキストはどう加工されて今のサーバーにアプローチしていますか。

秘書課

担当課で作成して、秘書課でまとめてアップしています。

委員

秘書課では専用ソフトを使っているんですか。

会長

各課からあがってきた情報を秘書課で加工して現状はホームページに載せているということですか。その際に専門的な技術が必要なので、ハードルが高いと。このCMSを導入すれば情報の載せ方が秘書課を通さずに各課から載せられるというイメージですね。それで実施効果のところ「知りたい情報が時間・場所を問わず手に入れることができるようになる。」というのは今までも手に入れられるのではないですか。むしろ、各課から容易に情報が載せられるというのが効果ではないかと思いました。今までもホームページに載せている情報は時間・場所を問わず手に入れることが出来たのであれば、これでは実施効果は違うのかと思います。ここが積極的でないと、100万円といえども予算としては純増ですから、ここを積極的に書かないと通らないと言う印象を持ちます。いかがでしょうか。

委員

今までは秘書課を経由するのでタイムラグがあると、それがCMSの導入によって各課が更新作業を簡単に出来るということスムーズに発信出来ると。そうすると市民からすれば今までよりも早く情報を入手出来るというイメージで良いですか。

会長

むしろ、事務の省力化の方が積極的だと思います。

委員

分散化ですよ。そうするとアクセスIDを発行しますよね。それは情報セキュリティの規則上おかしくありませんか。サーバーに皆が自由にアクセス出来たら問題になりませんか。善良な職員ばかりだと思いますか。その辺がよく分かりません。

会長

分散化するとリスクがありますね。セキュリティの問題は情報担当部局との連絡はされているのかをお聞かせください。

秘書課

各課で作成したホームページは、一旦所属課で課長が確認し、その内容を即座にホームページ上から秘書課が最終的に決裁をして発信することになります。

委員

導入によって情報のリスク管理と情報のスピード発信が本当に出来るのか。入力も再度必要でしょう。

秘書課長

決裁についても秘書課に出すことによって画面上でもペーパーでも確認出来ます。

秘書課

ワードでつくらなければならない訳ではなく、ソフトに直接書き込むことも出来ますが、ワードで課内用につくったものを利用して、ソフトに貼り付けてそのままホームページが出来上がるというイメージです。

会長

情報の内容を作成するのは各課で、その分秘書課を経由しないのであれば省力化になるかなど。しかしセキュリティはむしろリスクが分散してしまうので、そこは情報担当部局との連絡はされているのかという話でした。今度は決裁でまた秘書課を通すんですかと。決裁はどんなイメージですか。

秘書課

目が見えない方で音声で閲覧する方がおまして、その場合につくり方のガイドラインをつくりまして、ガイドラインどおりに各課が文書をつくっているかどうかのチェックをするということで、秘書課を経由することになります。

委員

音声も出来るんですか。

秘書課

閲覧する方が音声ソフトを入れていれば出来るということです。その場合、例えば「日時」とかを入力する場合、体裁を整えて文字間にスペースを入れてしまうと「ひ」「とき」と読んでしまうので、それを防ぐことからガイドラインをつくり、そのチェックをするというものです。

会長

随分時間をかけてしまいました、どうでしょうか。

委員

笠間市は県内市町村で2番目にアクセスが多いと聞きましたが、中には更新されていない情報もあり

ました。業務が忙しいと言うことでしょうか担当課で簡単に作業が出来れば責任を持って対応出来るという事でメリットになると思います。仕事の合間に苦手な作業をすると負担も大きくなると思いますので、簡単な作業で出来ることは必要だと思います。

会長

では基本的にこの計画については承認し、ただ付帯事項と言いますか、実施効果のところ、早く情報発信出来ると、その情報を専門知識が無くても入れられると。そういうことから早く情報発信が出来ると。それからハンデキャップを持った人にも対応出来るとか、その辺。更には各課でつくるという事ですので事務の省力化にもつながる。そういうものを実施効果のところ、分かり易い説明をして欲しいということでしょうか。時間が相当かかりましたが、とても大事なことですので、その辺よろしく願いいたします。それでは、一連番号37番。コンビニエンスストア等への笠間市情報コーナーの設置について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

これも情報発信ですね。これはコンビニとかに設置しないと市民に伝わらないので周知の方法を拡大しようという事でしょうか。

秘書課

もちろん行政区に未加入の方への市民サービスというのがありますが、市民のみではなく市外の方にも笠間市の情報を発信するという意味で設置します。

委員

それは何種類ぐらいですか。

秘書課

今は笠間市の広報誌、観光マップ、観光パンフレットです。スペースの関係があるのであまり多くの種類は置いていません。

委員

改革指標でコンビニエンスストア、ガソリンスタンドのほか、各駅などへ設置するとありますが、もっと具体的にこことここに置くとかの予定はしていますか。

秘書課

今は市内の33店舗のコンビニエンスストアに設置していますが、今後はガソリンスタンド等にも市外から来た方が観光情報を求めることもございますので、ガソリンスタンド等については拡充して設置したいと考えております。

委員

これは観光が目玉でしょうか。なぜかという文字を読まない傾向が強くなっていることはご存知だと思いますが、私は区長なので今日も先週も市報のお知らせ版が来ると、地域の人に読んでもらいたい所に線でも引かないと読まないんです。後で市報に出てたでしようということになるんです。文字を読まない傾向にあるということをついておいて欲しい。出せば周知したことにはならないということ。美容室も良いと思います。長く滞在する人、手持ちぶさたで何かを読む場所ということが良いと思います。

委員

市外に置きたいという事であれば、そこに市民のお金を使って投入するよりは、よほどホームページで印刷出来る機能をつけるとかの方が良いと思います。

会長

おそらくこれはアクセスしてくれる人を待つのではなく、攻めの広報と言いますか、こちらから読んでもらうという作戦だと思います。ただ出すだけでは読んでもらえませんよ。ホームページでいえばアクセスするという行為が必要ですから、それは読みにいく人がいないと見れません。ですから知って欲しい情報についてはぜひ読んでもらうような工夫が必要だということです。

委員

はい。年配の方は良く見ているのかと思いますが、若い方は見ないのでコンビニエンスストアに設置するのは大賛成です。すごく良い事だと思います。ただ、県外にもPRすると笠間が活性化するのかと思います。県外の道の駅とかにも置くこともどうかと思いました。

会長

そもそも読んでもらえるような内容が来ているのかという問題はありますね。

秘書課

はい。先程の件で、以前のお知らせ版はお知らせを並べただけでしたが、今は1面に目次のように載せて、それだけである程度内容が分かるようなものにしております。

委員

すいません。その情報は何年前ですか。相当古い話ですよ。大昔ですよ目次が無かったのは。ずいぶん前から目次は出ていますよ。それでも地域の人には読まないんです。そんな古い情報出さないでください。

会長

現場にいらっしゃるから良くご存知だと思います。目に付くレイアウトとか読んでもらいたい情報は頭に載せるとか、読みにいってもらうのではなく読んでもらう工夫が更に必要だと思いますので、その辺も出来れば盛り込んで、ぜひ攻めの広報をお願い出来ればと思います。それでは、一連番号39番。市政懇談会の見直しについて、質問と回答についてご質問された方何か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

はい。課題のところで「参加者が区長や団体の代表など固定化しており、」というのは固定化させているんじゃないですか。固定化してしまっているんですもう何年も。だから同じ顔ぶれの人たちが集まるだけで、市民にも色々知らせていると。やっていることはやっているんですが、それだけで一般の参加者が少ない課題。これを分析してください。例えば平日には集まれません。だから夜間とか土日とか、或いは地区別に細かくして開くとか、これは区長が呼びかければ良いと思います。だけど、担当課や市長の負担は大きくなるし一概には言えませんが、集めるのにどうしたら良いかについて、もう少し考える必要があると思います。

会長

この実施内容が具体的ではないんですね。どうしたいんですかというのがよく分からないんですが、なぜ活気が無いのかの分析がなされているのか、その分析無しには対応策は考えられませんので、そこからは具体が出て来ないと思います。その現状分析と実際の問題に対する対応策を考えることをしないと、これについては意味が無いと思います。何をするという具体が無いので評価のしようが無いという印象ですが、いかがでしょうか。

委員

はい。具体的に市政懇談会に参加しない人になぜ行かないのか、こういう開催方法ではだめなのかどうかのアンケート調査をしたことがありますか。

秘書課

参加者にはありますが、参加しない人にはありません。

委員

区長さんとか以外の人を呼びたいということですよ。そうすると来た事無い人に聞かないと何が問題なのか分からないから、まずアンケート調査をして問題点を分析してやり方をこうするとかということを書けばこれは見直しになるのでは。

会長

これでは具体的に何をするのか見えません。ですから基礎的な調査を行うと、具体的に調査を行うので去年よりこれだけ費用がかかりますという数字が出てくれば皆さん納得されると思います。ですからそれをはっきりさせない限り、いらないと思います。具体が無いことについていかがでしょうか。

委員

はい。原点に戻って質問しますが、これは市長がやりたいと言ったことですか、それとも担当課がやらなければならないとして始まったんですか。

秘書課

はい。これは市長もやりたいと思っていますし、我々も必要だと思っています。

委員

つまりトップダウンでこういうことをやろうじゃないかということにつながるのかと思います。今の実情として、国会議員が戸別訪問をする時代になって来ました。でもそれが現実的に伝わるかということ、なかなか伝わらない。つまり、選挙運動のためにそういう行為をすることが多いんです。これは当然執行権者の特権だからいろんなことをしましょう。当然あります。例えば区長さんをまとめてこんな会議をしたんだと。それを自分の選挙が近づけばそれがヒートアップしていく。そういうことがあって良いと思うんですよ。それが政治ですから。しかし、まず市長さんが当選してものすごい数でしたよ最初は。これは合併して温度差があってどんなふうになるのかと期待したんです。で、期待が見事に外れたんです。外れてもそのままこの行為をずっと続けていると思うんです。もう一つ議会の代表としてひとこと、言わせてもらえば、議員の使い方が下手です。これ議員使えば集まるんですよ地元は。それは区長さんと行政事務的な事ですり合わせをするということはそれで良いと思います。しかし、全体はまちづくりのビジョンを語るべきだと思います。だとすれば、御用聞きのような細かいことではなく、もっとレベルの高いものに持っていくべきだと思います。ですから結果として正直な答えだと思いますが出来るものからやりますと。こんな素晴らしい事ではないです。これ市民見たら怒ります。では何のために市民の声吸い上げているのかということになりますよね。そこはやはり見直すべき部分であると思いますし、具体性がないと改革の中には含めるにはいかなものかということになります。どうぞお願いします。

委員

はい。委員の発言に関連してですが確かに市政懇談会が始まった当時は大勢の参加者がいました。出なくなった理由の1つには1問1答形式なんですね。予め質問を出しておいてそれを出した人が説明して、それに市長さんらが答えて、それに疑問を持っても1問1答でそれ以上は言わせないと言うか言えないというか、それで段々みんなの興味が減ってきたそれも1つあります。だから、他の人が発言したくても発言出来ないということがありましたので、運営の進め方にも問題があったのかと思います。

会長

今のご指摘はそういう事実認識で良いですか。いや違うと言うのであれば、今言っといたのが良いと思います。

秘書課

確かに市民対象と区長さん対象を別に開催しています。区長さんは区長さんで3箇所を実施している。

市民対象はそれぞれの地区でという状況ですが、確かに区長さんの場合は事前に質問して、それに対する答え。決まった人が発表してそれに対する答えというのが事実としてございます。各地区で行っているものについては特に最初に質問を受けていないので、その場で市長が答えたり、それに対して私はこう思うとか賛成するとかの話し合いにはなっております。

会長

そうすると市政懇談会1種2種と、市民対象と区長さん対象でやり方が違うと言うことですね。私が感じるのの原因分析がしっかりなされていないというところですよ。まずそこから始めないと。出来るところからやりますってどうやって決めるんですかと。原因分析から始めた計画表が出来ていればぜひやって下さいということになります。これは承認せずということでしょうか。別に担当課に詰問している訳ではありません。納得できないという意思表示です。予算の額は小さいですが具体が無いという事であれば納得しかねるという結論になりますでしょうか。

委員

これは行革ではなく事務レベルの話なのかと思いました。トップが直接住民と会って話をするというを取り入れたのがいわゆるタウンミーティングだと思います。そういう意味ではトップが市民の声を聞くことは大切なことだと思いますが、行革ではないと思います。

会長

この計画を承認するかどうかという事ですが、この委員会は推進委員会ですので諮問委員会ですので承認しないといっても結論はどうか。ただし、それは簡単に無視出来ない、合理的な理由が執行部としても必要になるだろうと思います。委員会の意見としては承認し難いということでまとめさせて頂きたいと思います。

事務局

これは行革で取り組むべきものでも無いようなので、取り下げたいと思います。

委員

私は反対です。やり方は別にして市長とか幹部が地区に出向いて地域の課題について話し合うと言う仕組みが一番必要ではないですか。議会もあって民主主義は確立されていますが、そこを大事にしないとこれからの行政運営は出来ないからここに多様化する市民ニーズへの対応でこういう方向でやりますよと載せているのではないのでしょうか。だから簡単に取り下げますでは無いような気がします。運営方法を見直すことが本来の事だと思います。

会長

市政懇談会を止めるという事ではないので、それを見直すということにはなるとは思いますが、ただここでは計画になっていないので。この計画は認められませんということです。実施計画からは消えます。むしろ委員会としては原因分析をしっかりやってもらいたい。そして意義があると思われるのでこれがしっかり取り組めるように検討してもらいたいということですが、内容がそうならないのでこの計画は認められませんという結論です。

事務局

市でもこれを受けて内容を見直して実施していくということで整理をお願い出来ればありがたいと思います。

会長

委員会の意見を受けて削除します。はい、ではよろしいでしょうか。それでは、一連番号40番。パブリック・コメント制度の適切な運用について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

はい。制度が形骸化していると書いてありますが、その前に市民に周知徹底されていないということだと思います。今の市のホームページでは市民への呼びかけになっていないと思いました。制度そのものの理解もまだされていないと思います。その理解をしてもらうことが必要だと思います。

秘書課

市民からすればよく分からない部分があると思いますので、分かりやすく。また制度の周知にも力を入れていきたいと思っています。

委員

笠メールも活用すると良いと思います。

会長

実施内容のところに公表の方法等について工夫するとありますが、どうするのか具体的に知りたいという印象です。その前の文章はパブリック・コメント制度の説明ですよ。もうH18年度に導入しているので、これは実施ではないですね。これからしますというのが実施内容ですから。後半部分が実施内容になりますが具体が見えない。

委員

市民の視点からパブリック・コメント制度で意見を出してくださいと言われても、意味不明なのでもっと分かりやすく、どうにかうまく分かって欲しいと思うんですね。

会長

私ならキャッチコピーで広く皆様の意見を求めます。その下にパブリック・コメント制度としてその説明をする。一般の人からすると何のことか分からない。意見公募手続き的な言い方にしても構わないので、それを市民に翻訳して言わないと。そういう具体の知恵を出して具体の計画をする。

委員

書面上ではパブリック・コメント制度の適切な運用のタイトルで、どういう形で運用するか。今度、市では第二次行財政改革大綱を策定することとなりました。市民の皆さんのご意見を募集しておりますということで、分かるような形で公募するのが適切な運用だと思います。それで最終目標値に1案件意見3とありますが、あまりにも少ない数字だと思うので、適切な運用をしていけば10件は欲しいと思います。

会長

僕は0件でも良いと思います。ただ、皆さんがそれを分かっていると言えないということは文句が無いということですから。それをエクスキューズに使っては困りますが、ちゃんと聞いたけど言わなかったでしょうというのは困りますけど、その結果0件でも市民が特に意見が無かったと言わざるを得ない訳ですから。ただこの形骸化はアクセス件数が少ないからではないと思います。なぜ意見が出ないのか、意見が無いのか、制度を知らないのかその分析無しには形骸化は簡単に言えないと思います。ですから件数ではなく私は結果的に0件でも良いと思います。ただそういう工夫がされているかの分析は十分された方が良いと思います。何度も言いますが原因分析無しには方策は立てられません。

委員

はい。それが大事だと思います。今日だって広報はしているんです。広報していても傍聴する人はいない。外部評価の時もそうですけれども、広報したから良いだろうとは思わないことが大事だと思います。

委員

はい。提案です。市政モニターにはパブリック・コメント制度の内容を送っていますか。

秘書課

個別には送っていません。

委員

メールマガジンは発行していますか。

秘書課

笠メールはやっています。

委員

それは携帯とかで見れますね。

秘書課

はい。携帯とかパソコンで。

委員

それにパブリック・コメント制度の内容をどんどん入れることは可能ですか。そういう工夫をしてはどうかという提案です。

会長

パブリック・コメント制度は条例ですか。要綱ですか。

秘書課

条例です。

会長

実績で言うと、これまでにパブリック・コメント制度で形骸化しているということは、前は少しはあったけど今は件数が少なくなっている状態なのか、それとも最初からほとんどアクセスが無いということでしょうか。具体的な数字までは求めませんが傾向だけでも教えて頂ければ。

秘書課

これまでに意見として出ているのが半分位です。ただ、意見の数としては多くはなくて10件以内です。

会長

テーマによっては関心があるということですよ。

秘書課

今まで1番多かったのが観光関係の計画です。

会長

これは努力をしますということですが、投入コスト0円ということで、どしどしやってくださいというのか、ただ原因分析が必要だと思われれます。

委員

はい。制度が形骸化しているということですが、会長さんのお話からなるほど意見が無いという事は了承しているんだという見方になるのかと感じます。ただ、形骸化しているといっはまずいでしょう。我々がここで議論している時にもしかすると形骸化しているのではないかという事だと思います。形骸化しているという事はやったんだけど駄目だったと、丸っきり失敗した話をしているんですね。お面かぶって外だけあって中身無いという事だから、それは根拠が無くて出したと思うんですよ。なぜかとい

うとこれはいいことだねというのをわざわざいいことですよという意見は出さないという事です。多分ね。そうじゃなくて、肉付けしたり、変更したり、反対したりという意見がつまり意見に値すると思うんですよね。そうなる形骸化を考えるとそれは一概にそうは言えないんだと。もっと極端に言う行政は安全運転しているようなもんです。パブリック・コメントをしたんだから。これだけの事をしたんだから大丈夫なんだと。一つの経過経緯をそうしているだけだと。でも一方で形骸化していると。駄目なんだと言っている。これもおかしい話で、その辺はもっと違う角度で検証すべき事があるんじゃないですか。

会長

実施スタイルが形骸化していると、実施している人が言っては駄目ですよ。

秘書課

委員のおっしゃるとおりだと思います。

会長

ですからここは悪いことではないので、原因分析をするという具体の計画で書き直して頂くということで、いかがでしょうか。ぜひこれやって活性化した方が良いので、活性化出来るような施策を十分練って欲しいと。そういうものを盛り込んで欲しいという要望でまとめたいと思います。課題は多いと思いますが具体と原因分析をしっかりやって頂きたいと思います。それでは、一連番号45番。企業誘致及び市内企業の拡張について、質問と回答についてご質問された方何か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

今の社会経済状況からはなかなか企業誘致は難しいと思いますが、必要なことですので取り組んで頂きたいと思います。コストはPRですか。

企画政策課

こちら予算としましては旅費が1/4。茨城県と各市町村、民間企業が加入している連絡会議に20万円。あとアンケート調査自体も自分たちで実施しておりまして、こちらが20万円。その他諸々積み上げまして138万円となっております。

会長

状況はどうでしょうか。

企画政策課

H20年度とH21年度には新規の誘致はございませんでした。ただ、1社が相談に来て一緒に協力したという程度です。H22年度については笠間地区の企業2社が増築を手がけまして、駐車場用地の交渉や各申請の手続きの支援をしまして、2社が増築しました。H23年度は、1社が企業誘致ということで友部地区で既存施設の跡地利用ということで修理工事をしております。また、今後2社が増築を計画中です。

会長

0件という訳ではないんですね。如何でしょうか。

委員

旅費が1/4という事ですが、直接出向いて直談判ということが効果が大きいという事ですか。

企画政策課

実際、大企業様はアポイントを取らないことには門さえ入れてもらえません。また、地元の市内の企業様でもアポイントを取らないことには門さえ入れてもらえません。何かの接点がないと難しい状況です。また大阪等へのセミナーにも参加しております。

会長

笠間の売りはどんなところですか。

企画政策課

交通の利便性が良い。インターチェンジが多い。駅が多い。それに比べて緑が多いという事で、環境面を重視される会社様へPRしております。また、未開発の土地もありますので工業団地以外にもご要望があれば行政がお手伝いするという事で、ワンストップサービスとして全ての窓口をここで対応させて頂きます。

委員

企業誘致ということで製造業に特化していますが、それ以外の業種にも誘致を考えているのか確認ですが。

企画政策課

製造業だけではなく、運輸業、卸業、県では一般小売業などお話があれば対応させて頂いております。

会長

では、この案件はよろしいですか。それでは、一連番号43番。笠間市立つつじ公園の指定管理者制度導入の検討について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

つつじ公園の開園時期は限られていますか。

商工観光課

4月中旬からゴールデンウィーク終了までがつつじ祭り期間ですが、通年では誰でも自由に入れます。

会長

有料になるのがつつじ祭り期間だけということですね。

委員

はい。指定管理者制度導入の検討というのは、市全体の計画というのはどこが担当ですか。

事務局

行政経営課です。

委員

では全体計画はあるんですか。施設ごとに指定管理者に合うもの、法律上出来ないもの、運営上出来ないとか施設の区分はなされていますか。

会長

リストとかでありますか。

事務局

あります。

委員

ではこういう施設は大体指定管理者導入の対象施設になっているんですね。それをいつやるかどうかですね。

事務局

現段階では指定管理者制度にするべき施設はほとんど指定管理者制度にしております。

会長

そうするとこれは今までされていなかったもので、今回しようかということですね。

委員

もう一つ。NPOの参入は認めますか。

事務局

はい。

委員

では、計画書の「つつじ公園の植栽管理は、造園業のプロに業務委託しているため不可能である。」という表現はどういう意味でしょうか。

商工観光課

はい。現在は笠間市造園建設業組合さんに委託をしておりますので、不可能としました。現在、植栽管理につきましては造園業のプロとして笠間市造園建設業組合さんに専属でやっておりますので、単なる草刈作業ではなく1年中花を咲かせるということでプロにお願いしております。

商工観光課

はい。今NPOで出来るのかとのご質問に対して出来るという意味の回答をしたと思います。現在、植栽管理につきましては造園業のプロとして笠間市造園建設業組合さんに専属でやっておりますので、単なる草刈作業ではなく1年中花を咲かせるということでプロにお願いしております。

商工観光課

はい。今NPOで出来るのかとのご質問に対して出来るという意味の回答をしたと思います。というのはNPOであっても適切な植栽管理が出来れば問題ありません。ですからNPOから例えば再委託と言うことで造園業のプロにお願いすれば、NPOでも指定管理者として受けることが可能だと言うことです。

会長

この表現が分かりにくいんですが、「つつじ公園の植栽管理は、造園業のプロに業務委託しているため不可能である。」は、何が不可能なのか分かりません。

委員

その下もそうです。「市のイベントとして入園料を徴収しているため協働は不可能である。」これも分かりません。

商工観光課

先程のNPOの件ですが、NPOでも可能ですので、訂正させていただきます。

会長

そうするとNPOでも可能ということですね。ではその下の部分の意味は何でしょうか。

商工観光課

市の主催でつつじ祭りを毎年開催しておりますが、入園料は市の収入になるということで、それを考慮して民との協働は現段階では考えていないということです。

会長

そうすると指定管理で実施した場合につつじ祭りとお入園料の扱いはどうなりますか。

商工観光課

指定管理者制度を導入すれば指定管理者の収入となります。

会長

そうするとつつじ祭りも含むということですね。そうすると、指定管理者にアウトソーシングと同時にこれまで市の収入になっていた部分は無くなるという事ですね。いかがでしょうか。

商工観光課

はい。ここの回答にも書きましたが、指定管理者制度を即導入すると約2,500万円を投入している形になります。その他として数字に表れない効果として春は鳳台院のしゃくなげや笠間稲荷神社の藤とか色々花の回遊が出来る時期になるので、つつじ公園だけを指定管理者制度にするよりも、市全体を回遊してもらいながらそれだけの経済効果をあげていきたいと考えております。更につつじ公園は一方通行の関係もありますが、車の通行や駐車場の問題など基盤整備をしなければならぬ問題がまだまだございます。その辺も整理しながら、今も駐車場を探しておりますが、問題がある程度解決しないと指定管理者制度の導入は時期的には早いのかと考えておりますので、現段階では直営でいきたいというのが私どもの考えです。将来的に基盤整備が出来た際には、指定管理者制度の導入はしますが、現段階では時期尚早と考えております。

委員

はい。むしろ全体的な指定管理者制度の導入計画があるならば、つつじ公園のようなものは他市町村はどんどん導入しているので、何か特殊事情がつつじ公園にはあるのかが1つと、指定管理者制度はお金を儲けてちゃんと管理するのを一気にやらないと、手を挙げる人はいないんじゃないですか。駐車場管理もして収入も得て入園料も取りたい。そのための植栽管理とかがきちんと出来ないと、指定管理者制度にはならないですよ。一部ずつしていくのはあまり例がない気がします。

商工観光課

おっしゃるとおりです。ですから指定管理者制度を導入しても現状ではペイは難しいと考えます。

委員

いや、基盤整備は指定管理者ではなくて、必要な時には市が直接経費でそこをやればいいんですよ。全体の運営管理、イベントの開催、その他については指定管理者でやって頂きますという導入の仕方をすればいいんですよ。

商工観光課

おっしゃるとおりです。

委員

だったら、つつじ公園の植栽管理は外部へ業務委託で、つつじまつりのイベントだけ指定管理者制度の導入というのをおかしいと思います。

会長

指定管理者制度を導入する場合は年間を通してという事ですよ。

商工観光課

そうです。

会長

その中につつまじりも含まれるということですよ。

商工観光課

そうです。

会長

それが時期尚早というところが、全体計画では第一次、第二次、第三次とあるとすると、前の方では指定管理者制度ではなく、後の方では担当課としては検討した結果、どちらかというところと直接やりたいという話ですよ。

委員

むしろ最終年度H24年度ではなくて、遅れるなら遅れるで構わないですけどその時点で指定管理者制度を導入するんだということを書いた方がいいのでは。

会長

行財政改革大綱の実施計画って何を改革するんですかと。検討してやっぱり無理ですという結論を出したい計画っておかしいですよ。

委員

H28までが計画期間なのでその間検討するという話なら分からなくもないです。

委員

目的意識が無い。

会長

先程のお話を伺っていると直接やりたいというお話でしたので、そうするとここに実施計画として載せる意味があるのかということです。

委員

はい。最終目標年度がH24年度ですが、H28年度までが計画期間なので、それまで伸ばして可否を検討するという形ではいかがでしょうか。

委員

はい。笠間市としては導入する方向でいると考えて良いのでしょうか。

商工観光課

そうです。基盤整備とかが整って、やりたいという業者があれば市として導入するというスタンスは変わりません。

委員

出来れば最終年度に導入とすれば計画になると思います。

会長

基盤整備が必要なのであれば、それを計画に含めないと結論出せませんね。基盤整備が前提とっている訳ですから、それが出来ないうちは指定管理者制度の導入は出来ませんと当然そうなる訳だから、結論が先に出ているのでそうすると指定管理者制度の導入を目標にした場合、基盤整備をするのであればそれを年次計画に入れてどうしていくという計画が必要だと思います。全体計画としては、行政経営課ではどのように位置づけていますか。担当課に任せているのか指定管理者制度導入の方向で考えているのか。

事務局

前回からの未了案件です。

会長

載せざるを得なかったと。そうしますと、今直ちにそういう計画が特に無いのであれば出さないということが良いと思います。ただ委員の中にはむしろ導入を考えるべきとの意見があるので、そちらの方向に行くのか、ただしその場合は基盤整備が前提だとおっしゃっているので、そうであればその基盤整備を何年位でどの程度の規模でするのかを含めて、最終の結論をここまでに出して指定管理者制度導入の方向でいくというならばそれは計画になります。それか全く出さないかどちらかだと思います。はい。それでは次一連番号44番。友部駅前（北口・南口）広場駐車場の指定管理者制度導入の検討企業誘致及び市内企業の拡張について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他でご質問ありますか。

委員

はい。これも民との協働の可否ですが、「専門的な知識が必要となるため、協働は不可能である。」とありますが、そうすると指定管理者制度の導入はどうなるんですか。

管理課

友部駅前（北口・南口）広場駐車場については専門分野の料金徴収と機械警備で対応しております。そちらを委託しているのです、そのノウハウを持つ業者でないと協働は不可能と表現してしまいました。

会長

これは門を閉じているのか、それともこういうところは無いだろうという見通しなんですか。

委員

導入の検討をされていてこの様な書き方は無いんじゃないですか。これでは結論が出ていますよね。

委員

管理課さんで協働の意味を狭く解釈していませんか。一般の市民とかは無理だと思いますが。

委員

民との協働の意味をどう理解していますか。

管理課

市民とかは専門的ノウハウを持っていないと捉えてしまいましたので。

委員

そうじゃなくて、民との協働をどの様に捉えていますか。市民と一緒に汗を流そうじゃないかということと違うんですか。はい。もっと極端なことをいうと指定管理者制度導入の検討は既に民との協働になっているんですね。ただし、専門的知識が必要なのでこれとこれをクリアしなければならないと。そうすると幅が狭くなります。絶対行政じゃなければ駄目な場合は不可能ということになるのかもかもしれませんが、そうじゃなくて専門的知識や専門的分野については民の中にも当然あることでしょうからそれは可能ということなのかな、それを先送りして不可能となってしまうと、もとに戻って指定管理者制度の導入はどうするんだとなってしまう。だから民との協働の概念は何ですか。

会長

これ調査票を見ている限りでは、最初に結論があって指定管理者制度の導入は無理ですと見えますが、そうではないんですか。西山委員のご質問とも関係すると思うんですが。例えばNPOとかで専門的知識を持っているのがあるかもしれません。それは無いという前提で進めるものではないと思いますが。いかがでしょうか。この検討期間が3年間ですよね。3年かけてやらないということならば、最初からやら

ないといった方が良いと思います。

管理課長

はい。確かに専門的知識は必要ですが、それ以外に民との協働として出来ることはあろうかと思えます。そういう意味で専門的分野については専門的分野の方々の団体と、それ以外についても考えております。

会長

民との協働の可否の欄は指定管理者とかが可能かという欄ですよ。

事務局

はい。

会長

そうですね。だからここで不可能と言ってしまったらそれは、指定管理者制度導入はあり得ないので、おそらく事務局が求めている回答になっていないということなんだろうと思います。そういうふう理解して良いですか、行政経営課の方で。そういう回答を求めたんですよ。だからそこは不可能ですと言ったらこれは要らないわけで、指定管理者制度導入の検討はする必要ないので、その理解はおそらく誤解があったんだろうと思いますので、そうすると指定管理者制度導入もあり得るということですよ。そうするとそれを3年もかけて検討するのかということですよ。

都市建設部長

はい。民との協働の可否ですが、駅前広場の駐車場の一体管理ですが、これについては現在警備業務に精通している事業者へ委託をしておりますが、長期契約でH25まで契約しております。その後の扱いとして民間に指定管理者として委託出来るか

会長

そうすると委託契約期間中はもう考えないと。場合によっては委託期間中でも解約という手続きがあります。コスト計算して違約金払っても解約して指定管理者制度に移行した方が良いという計算もあり得ると思います。ですから契約してH25まで動きませんというのもそれは1つの説明になりますが、行財政改革という観点からするとそこは甘いんじゃないかと感じます。

都市建設部長

はい。民との協働は不可能であるとしておりますが、これは訂正します。

委員

課題のところで、ロスが発生しているとありますが、具体的にどんなことですか。

管理課

北口駐車場はH19年度までに整備し、H20年度供用開始。南口駐車場はH21年度までに整備し、H22年度供用開始です。契約については北口駐車場はH20年度からH24年度まで。南口駐車場はH22年度からH26年度までの長期契約を結んでおります。このため契約末の時期がずれているということを表示したものです。

委員

はい。契約の時期が違うからロスだということですか。よく分かりません。

会長

それはそこに問題があるとすれば、解決策はありますか。もしそれがロスで何とかしたいのであれば何とかすれば良いわけで、そこが見えません。

都市建設部長

はい。今の件は長期契約の年度を違って契約しているので、それらが満了した後に指定管理者制度としての委託が出来ないかということです。コスト的に効率的であれば前倒しも可能ですし、時期については2箇所を別々に契約しているので、それを1本化して指定管理者制度として委託をするかどうかということでございます。

会長

今現在は別々に業務委託と契約をして満了の時期が違うんですよね。それをコストを計算して、もし解約した方が得であればそれも選択肢になると。だからそういうことを計画して検討して結論を出して、場合によっては前倒しをして両方一緒に終えて一括して指定管理者制度の導入を考えるのが行財政改革ではないかと思います。それを表現してもらいたいと思います。

委員

会長さんから助け舟が出ているのであまり言いませんが、契約はH22年度の事業でしょう。それをここで否定して実施計画に盛り込むときにそれを否定して物事を進めるということ自体ナンセンス。これは契約が2本になった理由があるんでしょう。時期がどうこうではなくて。A社B社とね。それは1つの経緯経過と踏まえて、次の段階でこうするというのが計画だと思います。それで短い方に合わせる努力をするというのは皆さんの行政側の努力だと思います。その部分を会長さんはおっしゃったと思います。それで同時期に1本化してコスト削減出来ればという事でしょうがいかがですか。

会長

今言われたことを検討する期間があってもいいわけですよ。その結果どうなるのかを予測して計画を年次で立ていくと、最終的なイメージはこうだというのを書いてもらうのが望ましいと思います。検討実施とありますが、ある程度見えるようにして頂きたいと思います。その選択肢はコストカット以外にもいくつかあると思いますので、どれが合理的なのかを検討する期間があっても良いと思いますのでそれを書いて頂きたいということです。よろしいでしょうか。そういう意見をつけて終了する事としたいと思います。それでは次一連番号55番。市営住宅使用料徴収率の向上について、質問と回答についてご質問された方向か加えてございますか。その他ご質問ありますか。

委員

はい。市営住宅についてはこれまで委員も一緒ですが外部評価の中で散々議論しました。その中で市営住宅を新たに建設するのかどうか、あるいは住宅事情が改善されているのもう民間に任せるべきではないのかという意見がかなり多く出ました。市営住宅全般についてはそういう方向ではないのかという結論が出たことを意見として申し上げます。

会長

それはまだ反映されていないんですか。

委員

まだです。

会長

それについては何かコメントありますか。

管理課

はい。市営住宅の今後にあり方につきましては今年度新たな計画書を策定しておりますので、その中で反映させていきたいと考えております。また外部委託につきましては、県営住宅などを受けている団体がございますので、県全体を受けているものと笠間市だけが受けているという制度的なものがありますので、その辺を精査したうえで前向きに検討してまいりたいと考えております。

都市建設部長

はい。補足させていただきます。ただいまの説明で住生活基本計画を本年度策定することで進めております。その策定に当たっては行政評価外部評価委員会の意見を踏まえた形で検討していくと考えております。

会長

この使用料の徴収とか頭を悩ます問題です。難しい案件ですが、こういう努力を引き続きしていくしかないということです。ご苦労されていると思います。

委員

県営住宅でも滞納に対しては根気よく取り組んでいくということで対応しているということです。あと、生活困窮者について徴収が困難な場合はそれなりの事務処理をしているようです。これは他の事業の計画にもありますが、悪質な滞納者への対応なので、根気よく地道にやってみて頂きたいと思います。

管理課

はい。また市営住宅の場合は民法上の貸し借りですので、税金のように差押など法的手段は無理で、全て裁判所に訴えて裁判所の判決をもって初めて作業が出来るため、悪質滞納者については当然その様な方法を踏まえた中で今後も検討していきたいと考えております。

会長

その場合の訴訟費用もコストに含めないといけませんね。収入面で言えば全然プラスにはならないでしょうね。ではこれはよろしいでしょうか。それでは次一連番号81番。橋梁長寿命化修繕計画の策定について、何かございますか。

委員

はい。トータルコストの数字の根拠を教えてくださいませんか。

建設課

こちらはH23年度で定期点検を委託により実施しまして、H24年度分も同じように残り分の定期点検を委託により実施しまして、その点検結果に基づきH25年度で修繕計画を策定するというものですので、その委託料です。

委員

これは予算とか見積とかで出てきている数字ですか。

建設課

そうですが、この取組は今まで実施していないものですので、金額に差が出まして実際にはH23年度については発注しまして、約1千万円の結果でした。

会長

そうするとここに掲げている数字よりは低いということですね。H24年度の見通しも同様ですか。

建設課

今年の橋梁は通常の道路に架かる橋ですが、H24年度についてはJRと高速道路の部分の橋梁なので、数字的に読めない部分ですので通常の橋に比べてJRなど敷地内に入れませんので、費用的には掛かると思われます。

会長

分かりました。これは定期点検を実施しているので、その結果が出たところでH25年度に修繕計画を

策定すると。

建設課

はい。その結果に基づいて修繕計画を策定するということです。

委員

はい。この立案はいつ頃ですか。

建設課

以前から話はありまして国では要綱を定めまして、現在実施しているH23年度からH25年度については補助対象となりますので、その申請はH22年度となります。

委員

はい。補助は国ですか県ですか。それから今回の震災との関係はどうなっていますか。

建設課

補助は国です。また、震災があったことによってなお更定期点検の必要性は増したと思いますが、それとは関係なく前々からやるということで進めて来まして。

委員

では震災後これを加速させなければいけないと思うんですね。当然ですね。その補助金の獲得のために努力していますか。

建設課

そうなんですJRと高速道路の部分が残っておりますので、JRは通常の民間業者では行えないというのがありまして、先日もJRと協議をしましたがJRも予算があるので今年協議しても実施は来年だと言われまして、高速道路についても同じように協議をしたうえでということでやはり来年度と考えております。

委員

はい了解。

会長

そうすると、この点検は震災後実施したということですね。そうすると被害状況も含めて点検しているということですね。

建設課

点検すれば地震の影響も分かります。発注がつい先日ですのでこれから実施となります。調査は橋で川に入って調査もするので、時期的に草が生えている時期をずらすものです。

会長

内容的には当然やっってもらわなければならないものですが果たして行財政改革の項目なのかなという気もします。

委員

これ説明見ますと早期点検をすることで予防的な工事が出来て、例えば新設のものが修繕で済むんだと。そこにかかなりのコストがダウンするんだという意味での改革で、今まで取り組んでいなかったけれども今回やろうよといった矢先に震災があったのでこれを加速させようよということですね。分かりました。

会長

そういうところを説明して頂くと行財政改革になる可能性がありますね。そこをちょっと工夫して、実施効果のところに加えて頂ければと思います。そういうことでよろしいですか。それではここで10分程休憩とします。

会長

では再開します。総務課です。それでは一連番号46番。ネーミングライツの導入について、何かございますか。

委員

導入可能な施設の数はいくつ位ありますか。

総務課

導入出来る施設自体も今まで検討してきておりますが、まだ今のところ無いという状況です。そういったところでの検討です。導入が出来るかどうかについて今年度方向性を出していきたいと考えております。

会長

今までの経過のところでは該当するところが無いと、そうすると今後の見通しはどうか。もし見通しが無いとすればこの実施計画自体あまり意味が無いことになるだろうと思っております。

総務課

現状では該当施設が無いというところなので、最終的にはこの制度を笠間市の中で導入することは難しいという判断になると思われま。

委員

はい。例えばどんな施設を考えてきていますか。

総務課

例えば笠間市民球場です。合併後ではありますが県の高校野球でも開催しておりますので、現在の管理は指定管理者にお願いしておりますが、そちらとも協議はさせて頂いておりますが、なかなかそこまでの集客が見込めないというか、そこに投資するのは難しいと判断を頂いております。

会長

見通しというのは名乗りを出るところが無いだろうと。対象施設はあるが名乗りを出るところが無いだろうという見通しですね。

総務課

はい。そこに費用をかけてPR効果があるかどうかという部分にはなりますが、そういった施設が今のところ無いということです。

委員

それ以外で橋とかで、例えば企業に通じる橋ならばその企業に何々橋とつけてもらうとかの発想は無いのですか。

会長

アイデアの提供ですが可能性はどうでしょうか。もし可能性があるならばそういう対象に広げて、検討して結果的に出来ませんというのは一つの計画にはなると思っています。今のままだとこれはいりませんという結論的にはそうなりますので、そこは何かでお願いしたいと思っております。そういうことでよろしいですか。

委員

はい。分からないままに質問していますが、今鶴田委員の橋の名前野件ですが、それは国土交通省とかで決めているんですかね。そういうところに笠間市は名前つけるぞと言って。ごめんなさい疑問が出たんで。どうかなと。

会長

法的な問題もあるかもしれませんのでそれを含めて検討するという事です。

総務課

建設の際には地元の人たちや今まであった橋の通称名だったり、プレートがあつてのことだと思えます。それが耐えられるかどうか検討してみたいと思います。

委員

愛称的にニックネームとして。

会長

ネーミングライツのネーミングは通称とか愛称とか本名が別にあつてそれに対して愛称をつけるということです。ではそこは何れかをお願いしたいと思います。それでは一連番号78番。未利用地の有効活用について、何かございますか。

委員

はい。課題のところで「毎年公売を行っているが、応札者がいない。」とありますが私は不動産業ですが知りませんでしたので、周知が足りないのかと感じましたので、課題の意味合いが違ふと感じました。

会長

広報次第ではニーズはあるということですか。工法の工夫が大事かもしれません。現状はどうですか。

総務課

はい。現状は購買期間だけを週報でお知らせをし、ホームページに購買期間を掲示しています。

委員

はい。私は区に加入しておりません。会社の法人の付き合いや、実家の付き合いがあり、2箇所3箇所と付き合いをしているので、全部自分の住んでいるところまでは出来ないで、実家の広報誌も住んでいないのであまり広報誌もめを通さないし、アパートとかに入居している人は未加入者が多いと思えます。実際住んでいる方よりも土地を求める方はアパートとかに入居している人の方が多いと思えますので、そこは考えたのがいいと思えます。

委員

はい。まさにこれは応札者がいないのではなく周知徹底されていないからだと思います。那珂市は購買物件の立て看板を金額と平米入りで大きくつくっています。民間と違って駆け引きも要りませんし、商談も必要ありませんから。一定の手続きを踏んで落札するだけでしょうから。そういうことも必要かもしれません。当然自分のところの情報を発信するようにしてもらえばいいのかと思います。

委員

はい。外部委託についても情報だけ置いていてくれればと思うので、場合によっては出来ると思えます。

会長

今の委員のご意見ですが、例えばこの情報を業界団体に流すことは可能ですか。そういうことも工夫

の1つだと思います。そういうところに情報がいくとニーズが掘り起こせると思います。この計画については具体的にどの様な改善をするのかということを出るだけ盛り込んでもらったほうが良いと思います。改善継続とありますが、確かに継続的に改善しているのかもしれませんがよく見えませんので、出来るだけ具体で示して頂ければと思います。

井上委員

はい。これも外部評価の対象ですが、毎年普通財産の管理費が掛かるものですから応札者がいないという事でどんどん溜まりますが、売却と貸付だけでは駄目なのではないか。むしろ民との協働で出来ないと書いてありますが、地域での利用とかNPOでの利用とかということをもっと幅広く考えてはどうかという意見がありましたので付け加えておきます。

会長

有効活用、貸付、売り払いとありますが、有効活用の本来の意味はどう活用するかですからね、処分とは限らないので。

委員

どうも財政上で普通財産を売却して財源確保を目的にしているからだと思います。むしろ市の土地を簡単に売らずに有効利用を図ってはどうかという意見はありました。

会長

文字どおり有効活用という意味からすればそちらからも検討するのが良いと思います。そこまで広げてその具体の計画でどの様に有効活用をするのかが見えると良いのではないかと思います。ではよろしいですか。それでは一連番号79番。市有施設の有効活用について、何かございますか。

委員

はい。こちらも対象施設の数ほどの位ですか。

総務課

行革の大綱に建物として記載しました。建物としては無利用の建物はあまり無いという現状です。ただ岩間支所については組織の変更がありましたので空きスペースが多少ございます。その他諸々の物置とかは現在使用しております。今後、組織の変更や整理によって使用されなくなったり、現在は使用していても見直しで使用しない場合などが今後出て来た際には、まだ全体がはっきり出来ていない部分がありますので、これを行革の大綱に揚げまして、その施設1つ1つ検証していこうという事で提案しております。

会長

やはり実態把握が重要だと思います。そこを把握しないとどこにどう対応するか決められませんので、この実施スケジュールについても、実態把握の期間とそこで分かったことをどの様に展開していくのかという計画を出るだけ分かる様に書いていただくと、これも改善継続としか書いていないので具体の何を実施するか、一応実施内容には書いてあるんですが、検討し公有財産の活用を図ると、後半部分が抽象的なのでどの様にしていくのかという年度の変化が読みにくいので、そこも明確にしていきたいと思います。

委員

はい。課題のところで「老朽化した施設や不要な施設の解体が計画的に行われていない。」とあります。老朽化した施設は使っていればそうはいきませんが、別の考えもあるのかもしれませんが、不要な施設とは例えばどんなものでしょうか。

会長

実態把握をしていないというお話がありましたので、全部把握されていないのではないのでしょうか。

仮に解体が計画的に行われていないとすればこの解体も計画しなければなりません。実態次第ですが。その場合は当然年次で解体に掛かる費用とか当然掛かってきますから、コストがゼロということは無いと思います。ただいくらと書くのは難しいと思いますが、その辺の具体の計画が必要だと思います。

委員

課題のところを変えなければいけないと思います。

会長

こういうふうを書くはずですね担当課としては。何もしていないとなってしまいます。そういうことは無いと思うんですね、実態としては。ですから課題の書き方を工夫されるべきだと思います。計画的に進んでいない理由とかを書くの良いかもしれません。こういう障害があつて必ずしも計画的に進められていないという前提があつて、それをどう変えるかということが実施計画だと思います。

委員

はい。岩間支所に空きスペースはありますか。むしろあるならば、民間が使いやすいようにテナント募集で、あれだけの駐車場があつてかなりテナントとしては良い物件だと思います。

総務課

これは全体の部屋が空いているとか空き部屋があるということではありません。他の施設が入れるような空き方ではありません。本庁舎と比べて人数的な割合でいくと少し空いているということです。

委員

よくマンションとかでは1階にコンビニに入れたり医療機関入れたり人が集まる場所つくりますよね。そういう公共施設も柔軟に考えても良いと思います。例えば住民が不便になるかもしれませんが、エレベーターとかで申請とかの手続きはしてもらつて、1階を直売所にしたり柔軟に考えても良いと思います。

会長

何かコメントありますか。

総務課

今、会長からお話がありましたように課題をきちんと整理して対応していけるようにしていきたいと思います。

会長

まずは現状把握ですね。実施計画ですから、これも工夫して書き直して頂きたいと思います。それでは一連番号80番。市有施設のアセットマネジメント導入について、何かございますか。

委員

投資ですね。アセットマネジメントとは。つまり自分の財産を提供してそこから利益を生むんですね。テナントを募集したり。でも民との協働は出来ないと書いてあります。出来ないと云われれば導入は出来ないのではないですか。

会長

検討が4年間ですか。民との協働は出来ないと云って4年間検討するんですか。よく分かりません。アセットマネジメントの説明も含めてどういうイメージなのか説明頂けますか。

総務課

アセットマネジメントとは、簡単に言いますと不動産などの資産について最適な時期、規模による投資を行うことにより、その価値を高め利益の最大化を図ることを目的にしております。単に資産の管理

だけでなく、その資産が適切な運用が出来るようなことを取り入れましょうという視点で行おうという事です。

委員

民間の参入はさせない。つまり市役所の業務だけで最大の。

総務課

今、この業務で使っていることが良いのかどうかの検証から始まって、もっと活用を生み出すことが出来ないかというところを検証して、それが資産の有効活用で取り入れるとか処分するとかの検討を含めてアセットマネジメントの考え方を取り入れて進めるということを計画の目標にしています。

委員

人が市民になると税金が入るのになぜか出なければならないことが起きることを見ているので、外部の意見はもらった方が良くと思います。民との協働の可否は出来ないではなく、出来る方向で努力した方が良くと思います。

委員

私はここの意味は民が入る以前の計画。この時点では民とはしないという意味で良いんですね。

総務課

行政判断をして計画づくりをしていくので、そこの中には意思決定のところで行政が行いますが、決定した後は色々な意味で民間に活用して頂いたり、民間に提供する部分などは出てくると思いますが、これはアセットマネジメントをしていこうという部分での計画づくりということで民間の方のご意見は聞いて進めますが、その意思決定は外部ではなく自分達で決めていきますという行政目的があるものとしてということです。

会長

大変結構なことで、是非やって頂きたいんですが、状況把握に2年、資産の評価分析に2年、合計4年というのはいかにもスピード感が無いように感じるんですがいかがでしょうか。

総務課

今、会長からお話がありましたように、ここは新しい制度を取り入れる中で、少し時間を掛け過ぎているかなという部分もございます。改めてその部分をスピーディーに対応できる様なことを検討していくことが必要だと思います。

会長

ここは是非もう少し縮めて頂きたいと思います。やるまでにこれだけ時間を掛けると意味がなくなります。大変結構なことなので是非スピーディーに取り組んで頂きたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。それでは一連番号82番。施設改修計画の策定について、何かございますか。

委員

内容的にはありませんが、スピード感が無いように感じます。

会長

H24年度で資産状況の把握の残りと評価分析が出来ないだろうかと感想を持ちますがいかがでしょう。無理ならば仕方ありませんが。

総務課

この部分は前のアセットマネジメントとこのライフサイクルコストと抽象的な計画づくりの中で、これから現実的な施設を確認しながらという点が重なりますので、そのところで確認を丁寧というこ

とで考えたところですが、もう少し検討してみます。

委員

文章表現ですが、実施内容のところのシュミレーションですがシミュレーションだと思います。

会長

よろしいですか。これもスピード感を持って取り組んでもらいたいという要望です。よろしいでしょうか。それでは一連番号63番。財政計画の策定（将来財政の健全性の確保）について、何かございますか。

委員

はい。だいぶ厳しい財政状況になるなと感じました。

委員

はい。新しい予算編成方式の導入ということで、枠配分方式だけなんですけどその他に考えていらっしゃることは。私は好きではありませんが国でやっている事業仕分けとかそういう事を今後やるのかどうかお伺いしたいんですけど。そういう事をやらないと事業のカットとか、せっかく去年補助金検討委員会に参加させてもらってますが、新しい予算編成の仕組みとしてそういうものをこれからどうやっていくのかということをもっと書かないと分からないと思いました。いかがですか。

財政課

今のところ枠配分方式として書かせて頂きました。財政課としましては予算編成は1つの大きな仕事でございまして、予算を圧縮させればそれなりの執行額で事業が執行されますが、財政課としましては、予算を圧縮させるということに重きを置きまして、枠配分ということで例えば去年に比べてマイナス2億円の一般財源として部とか局にお渡ししてその範囲内で自由に事務事業の見直しとか新しい事業の立ち上げとか、そういった部分も含めながらその範囲内で。今までは予算要求により財政課が査定をしていましたが、今後は一番予算の中身を知っている担当が、予算編成で、事務事業の見直しとか新しい事業の立ち上げとかを自由にその範囲内で行うことで枠配分とで考えております。

委員

枠配分だけですか。

財政課

合併による特例措置が終わることによって15億円の一般財源が減ることに対して非常に危機感を持っておりまして、今までのシーリング方式では削減していけないという中で枠配分ということで現在進めておりますが、枠配分だけということではなく委員からのご提案もありましたように広い意味で削減していける方法があれば、それは検討していきたいと考えております。

委員

枠配分で全体的に渡すということは良い事ですが、今までの財政課は事業課から見ると、うるさ方が揃ってある程度ブレーキ役を果たしていた訳ですが、むしろ今の状況をチェックする様な課として財政課とか行政経営課とかはどんどん予算編成に入っていけないと、逆に今度は枠は圧縮されても有効活用しているかというところが疑問ですが、それはセットで考えていらっしゃる訳ですか。

財政課

それは行政改革であったり事務事業評価であったり、成果は予算編成の中で出していかなければならないと考えております。その連携についても具体的に検討して盛り込むような方向では考えております。

会長

これ裏面の表を見ると、H24年度以降毎年2億円減という予算を組むということですよ。それを実

現するために枠配分方式ということでこれだけ差し上げますからこの範囲内でやって下さいというふうになる訳ですね。今までの実施計画を見ていてコストカットだけではなく新規事業も沢山出てきております。そうするとそれを両方考えると、枠配分方式を念頭において新規事業は相当厳しくなるはずですよ。だけれども、これやりたいということで1千万円とか掛かりますというのが出ていたかと思うんですが、そういう実情とのかい離を感じるんですが、その辺はどの様に理解してもらおうとお考えになっていますか。職員の皆様を含めてそういう意識になっているのか疑問を感じるんですね。2億円減ります、それで枠配分方式にします、それでいいんですけど、そうすると新規なんてとても出来ないと考えるのが普通ですよ。よっぽど今までのところを切らない限りは無理ですから、しかも下げる訳ですから。その辺の意識のかい離を感じるんですが、これは印象なので具体的にどこがということではありませんが、その辺をどう克服していくのかと、とても大事な課題だと思うんですが、コメントで結構です。

#### 財政課

まず職員の意識の部分でというのが非常に大事です。いきなり来年度予算編成から全部枠配分というのは混乱も生じますし、短時間での予算編成ですので、とりあえず来年度24年度の予算編成については、企画政策課の実施計画で臨時的事業とか投資的事業の部分については企画政策課で査定した部分を指針として必要最小限の予算措置をするということで、10パーセント以上の枠の部分については経常経費の部分の一般財源ベースでとりあえず行って、職員の意識についても自分達で予算要求して財政課が予算査定するのではなく、自分達の中で予算をつくっていくんだというような意識を持ってもらうために、そういった部分についてとりあえず始めようかと考えております。

#### 委員

はい。その時にこの資料の後半で恐らくこれから議論になると思いますが、ルール外の繰り出し分の予算編成はどうするつもりですか。

#### 財政課長

それらについても課題はありますが、今までの部分については総務省の繰り出し基準に基づいたものを基本に、一部どうしても繰り出し基準以外の部分、総務省の繰り出し基準に基づかない部分についてもきちっとしたルールづくりをしていかなければならないと考えております。

#### 委員

はい。今ご説明があったものは既に枠配分方式など新たな予算編成方式の検討ということで、今検討中ということですか。

#### 財政課

来年度予算については具体的に昨日予算編成会議として職員を集めてこの部分周知したところです。

#### 委員

はい。そうしますとH24年度の予算編成を踏まえて、またH24年度には色々考えていくんですか。

#### 財政課

問題点があればそれを直しながらより良いものにしていきたいと考えております。

#### 委員

それをずっとH28年度まで手法を改善しながら削減に努めていくという計画ですね。

#### 委員

行財政改革大綱の実施計画の中で一番基本のところですよ。だから今後の計画の中でただ新たな予算編成方式の一定規模の削減だけで良いのか、もっと具体的な数値を掲げる目標値を立てながら方式を考えてやっていくのが基本だと思います。

会長

抽象的ですよ。

委員

これで本当に2億円とか毎年削減出来るのかと。

会長

具体を書けといってもなかなか難しいでしょう。

委員

県も毎年経費削減の20パーセント削減とか、投資的経費の何パーセント削減とか数字を決められて20パーセント15パーセントと5年間の間に事業費が半分位になりました。だからそういうのを示しながらやらないと、それを今の段階で枠配分でやって、スクラップアンドビルドと10億円の削減。もっと方式と削減目標が数値連動で出てきた方が良くないかなと感じました。

会長

このままの形で承認するか、あるいは何らかの修正を求めるかということですが、いかがでしょうか。担当課としては何かコメントでもありますか。

委員

スクラップアンドビルドの中で、補助金検討委員会とかもやって、一回白紙に戻そうかとの議論も出た訳ですよ。そこから立ち上げるとかを具体的に入れといた方が。難しいのかな。計画出来るか出来ないか分かりませんが。

会長

この年度でこういうところの見直しを行うとかね。具体の計画が年度で示されるともう少し分かりやすいんですが。

財政課

行政改革の部分と事務事業評価の部分と連動しながらという部分もありますので、具体的にどの様にやっていけるのかについては検討させて頂きたいと思います。

会長

出来るだけその辺を検討して頂いて、それがこの票に表現されるように出来るだけ努力をして頂けますか。あと年度の取組計画も新たな予算編成方式等による予算決算規模の削減としか書いていないので、それはそうなんだろうが、何をするのが具体が無いと申し上げましたが、その辺書ける範囲で努力頂ければと思います。要望としてそういう事を出しておくということはどうでしょうか。では次は一連番号64番。一般会計における高利率地方債の繰上償還について、何かございますか。

委員

はい。起債で繰上償還認めない資金はどの位ありますか。政府系の年金資金とか簡保資金とか繰上償還はこの間は認めないよという資金はどの位ですか。

財政課

全部の残高が267億円あるんですが、そのうち194億円です。

委員

194億円は借り換えなり繰上げ償還が。

財政課

保証金免除みたいな制度が無いとメリットがありません。

委員

これは194億円は繰上げ償還がだめだということですね。そうすると残りの73億円はある程度繰上げ償還を認めてもらえるということですね。

財政課

そうですね。これ以外についてはほとんど市中銀と保険会社等からです。

委員

ではこれはだいたい5パーセントで借りているものは無い。

財政課長

無いです。みんな3パーセント以下です。

委員

今は市中債は3パーセントですか。

財政課

償還期間や期限の関係にもよりますが1点数パーセント位です。

委員

じゃ借り替えた方が。

財政課

そうですね、場合によっては交渉してみる価値はあります。

委員

確かに意見にあったように怠慢ではないかと書いてありましたが、まさに怠慢のような気がします。かなりの額が節約出来ると思います。

会長

この実施計画を反対という人は多分いないと思います。是非やって欲しいという声になるのではないかと思います。これはよろしいですか。それでは一連番号67番。一般会計から特別会計等へ支出する適正な繰出金の検討について、何かございますか。

委員

これ以降が特別会計、企業会計の繰り出し金の話なんですよ。特別会計、企業会計の数字が入っていないものの中にあるんですけど、病院会計とかはかなりの額が入っているんですよ。具体的にどうするのか、定期的に見直す、一般会計の負担を軽減させるんだと書いてあるんですけど、具体的にどうするのかよく分からない。

会長

具体的にどうするのか分からないという質問ですけど。

委員

恐らく各会計は一般財源の、我々がアルコール中毒やニコチン中毒のように依存症になっている部分があるんでしょうね。それを断ち切るのにどうしていくのかなど。恐らくこれが一番補助金とかでもルール外の繰り出しが一番大きな財政負担になっていると思います。これをどうするのか、一言で経営基盤の確立をさせると書いてありますが、個別に議論していると大変なので、このルール外の分をきち

んと数字で示してくれないと議論のしようが無いと思います。

会長

これ財政課ですよ。

委員

財政課よりも各会計を持っているところが、基準外の繰り出しを減らすために何やるんですかというのをきちんと書かないといけないし、それを財政課はまとめないといけない。そういう計画を書かないといけない。

会長

今のような指摘。もう一度言ってもらえますか。

委員

財政課で一般会計のルール外の繰り出し金を圧縮するんだということは、当然使命としてある訳ですが、それをここに繰り出し金の検討ということでざくっと書くのではなくて、ある程度行財政改革大綱の根幹になるものだから、各会計の削減計画を聴取して、具体的に何をやるのかによって、それでここに書かないことには抽象的な話になってしまいます。だから出来るだけ今繰り出している各会計毎の対策をきちんと計画上で書くというのが筋だと思います。だって基準内外繰り出しの整理と予算への反映しかないじゃないですか。そんなのはそもそも分かっている。そのためには何をやっていくのという計画がないと、行財政改革の実施計画にならないんじゃないですか。

会長

如何でしょうか。反論でも結構です。

委員

どうするかは財政課でも分からないと思います。事業持っている訳でもないのです。そうじゃなくて各会計が何をするのかをまとめて入れないことには。

事務局

具体の計画は68番以降になります。

会長

委員がおっしゃったのはそれを受けてこちらに集約したものを計画として載せるべきではないかというご意見だと思います。如何でしょうか。もしそうなっていないならばそう出来るのか。しない理由があるのか。

財政課

会計毎に課題がありますので、個別に入れていくのはここには無理かと考えます。

会長

何か集約する方法はないですか。難しいですか。抽象化するしかないですか。

委員

収支改善とか経営健全化で数字が出ていないと計画にならないのでは。

財政課

法定外繰り入れの大きいところは、病院と、今まではあまり繰り出してはいませんでしたが国保会計が今年赤字決算ということで、今後法定外の部分で考慮していかなければならないと感じておりました、先程の反論ではなくて現状ですが、国保会計を例にとりますと医療費の伸びと国保の関係で国保会計は

赤字になってしまいますが、その対処方法としては、市民の方国保加入者に医者に掛からなくて済むような健康な体を維持してもらうという部分と、たくさん所得を得て頂いて国保税をたくさん納めて頂くとともに、滞納しないような納付をして頂くというようなことでの相関の中で赤字が減っていくというような状況でございます。今の国の国保制度の中では医療費が伸びればそれに応じて国保税の負担もして頂かなければならない。それにも限界がありますから、その赤字の部分はどこで補填するのかといった場合に、他から補填する部分が無くして一般会計からの法定外繰り入れということも考えざるを得ない制度の現状もあるということをご理解頂きたいと思っております。

委員

それは分かるんですが、個別に見ていくと例えば下水道とかも一般財源への依存率が37パーセントとか40パーセントとか記入されていますよね。これをどうするかまとめて財政課でマネジメントするのが財政課の役割でしょうか。

会長

要するにこの調査票を見る限り、マネジメントしているとはいえないということですよ。

委員

例えば公共下水道とか農業集落排水にしても数字が無いでしょう。年度別の目標が無いと実施計画にならないでしょう。この財政健全化についてはですよ。

会長

この実施計画を調査票で見る限り、そういうことは書けない、無理だとおっしゃるのもしょうがないと思うんですが、今のご指摘の意を汲んで頂いて、工夫が出来ないかということを検討頂けませんでしょうか。財政としてのマネジメントが見えるような形が望ましいというようなコメントでしようがないですかね。言いようがないですね。その辺、これ以上は言いませんが工夫して頂きたいと思っております。では次は一連番号76番。補助金等検討委員会や補助金等審査会による審査結果による補助金の適正な交付の確保について、何かございますか。

委員

はい。課題のところ、検討委員会の委員さんもおられますが、「答申内容どおりになっていない補助金支出もあり、適正な補助金支出が一部確保されていない状況である。」ということ是不適切があるということですよ。一方でここは検討委員会に対してどういうポジションでものを言っているのかわかりませんが、公の関与の妥当性のところで意思決定は行政にあると言っていますが、意思決定があつて適正な支出が確保されていないとはどういうことですか。

会長

質問の趣旨分かりましたか。ご回答頂けますかね。

委員

はい。去年補助金検討委員だったので良く分かっていますから。確かに補助金の中の各団体の支出に不適切な支出はあるんです。今の時代から見ると。例えば研修旅行に使ってしまう。或いは懇親会に使ってしまうとかが一部ありましたので、そういうのは是正させなければならないという話は随分ありました。

会長

諮問委員会なんですよ。ですからそのとおりにしなければならないという法的義務はありませんが、諮問委員会に諮問して答申を頂いている以上は、それを尊重するというのは当然のあり方だと思いますので、そのとおり実施しない場合には正当な理由を述べなくてはならないはずなんです。ここで答申内容どおりになっていない補助金支出もあるという表現があつて、そのなっていない正当な理由があるのかどうか分かりませんが、それについて財政課から見ても不適切であれば是正してもらうことは当然の

ことだと思います。書き方がちょっと。

委員

例えば補助対象団体との担当課との調整とかが遅れているとか、理由があると思います。担当課が対象団体と交渉しているが調整で、折り合いがつかないなどの理由です。

委員

はい。補助金については私も曲がりなりにも議会議員なので、補助金制度の中で物事が進められれば一つの議員としての政治的な評価みたいなものがあります。そういうものの合併後の整理をまさに諮問委員会である補助金等検討委員会にお願いしたと思うんですよ。そこに100点の答えが出たと思うんですよ。ただ補助金は私は100点ではないと思います。100点にしなくちゃいけないたたき台が委員会から出されたということは、終期の決定とか廃止、継続、減額とか出たはずですよ。それは一つの答えだと思います。これはまさに机の上で明らかなことです。法的な観点、費用対効果とか色々整理してそうなったと思うんですね。私はそれは100点だと思います。100点に対して、100点じゃない人もたくさんいる訳です。それを次何をするかという時に、仮に廃止だと、これに対して廃止せずに減額する。減額の理由はこういう訳だという行政指導が入っているはずなんですよ。もう一つはなぜ終期の設定なのかも含めて指導を入れなければならない。もっと極端な事をいったら増やす補助金があっても良いと思うんですよ。これは良い事だと。そういうものに対しても行政が関わっていないというのが多分現状だと思います。堂々と、補助金出しているのだから堂々と内容を見せろよと、1年間のトータル的な事業計画出してみろよと、そして報告してよということを担当課がすべきだと思います。それで団体が自助努力して、その団体がどんどん活性化していくことは良い事だと思います。それで駄目な人はまさに補助金等検討委員会の答申のとおり決定すべき内容なのかなと思うんですよ。ですからお金も出すよ、口も出すよという様な状況をここ何年かはしないといけないのかと以前から思っています。1つ例をいえば、旧自治体時代に政治的さじ加減で出来上がった補助金もあると思います。そういうものをここで公に諮問委員会から言わせればこれは問題ありだよというのはあると思います。それに対して行政が、軌道修正していかないといけないと思います。そういう努力をしているのかと、私はもう何年も前に言ったんです。しているのかと。私は少なくとも補助金はこの団体は少しでもやっているならば残してあげて欲しい。それも努力しても駄目だったらそれはやめてもらうしかない。はっきりするしかないと思うんです。そこをちょっとお聞きしたいんです。

財政課

はい。補助金等検討委員会からの答申を頂いた後の経緯を含めてお話しますと、昨年11月に答申を頂きまして、それから庁内で検討して答申の内容に沿って実施して行こうというような方針を決定しました。ただその決定時期が12月とか予算編成のH23年度の補助金の要望を得た後でしたので、それから補助団体と交渉してその答申内容を素直にH23年度予算に反映するという時期的な難しさもあったので、例えばこの補助金は廃止が適当だという答申を頂いたものについては、十分、市と補助団体とが話し合いの時間を持つためにとりあえずH23年度については会の運営について支障があってはならないというような関係もございまして、4割カットさせて頂いた中で、予算編成の終わる迄に話し合いがつくものについてはH23年度の予算に反映するけれども、話し合いの時間が持てない場合には、H23年度中に十分話し合いをもってH24年度予算についてはその答申内容が反映できるようにという事で、現在、各担当課と各補助団体との話し合いがもたれております。その中で、補助することが出来るというのはあくまでも公共の利益に服する内容があつて初めて補助金を出すことが出来るという大前提がありますので、そういった中身を各団体と担当課が話し合いながらH24年度予算に反映させるということで、現在進めております。

委員

ごめんなさい。私の質問の趣旨が多分分かってないのかと思うんですが、私が言っているのは補助金を出すか出さないかではなくて、出してる団体があるから検討委員会のテーブルに載った訳ですよ。その中で丸、三角、ばつと。それに対して要するに行政が言いにくいことを諮問委員会に言わせている訳だから。分かりやすく言えば。このままではだめだよと言った。言ったことに対してその後の指導を

したのかということを行ったんです。だめなんだけど駄目な理由はこうなんだとかあったと思うんですよ。例えば会計報告が出ていないとか、目的外使用だからだめだとか、そういうことだと思うんですよ。それを駄目なんだけど軌道修正してやらせること、残してあげようとか、活動を認めてあげようとかの部分で指導したんですかということを行ったんです。

#### 財政課

しているはずでございます。ですからこの補助金が減額されたのはこういう理由だからこういう答申が出たんだよという理由を補助団体に返して、この部分はこういうことをやれば公共性が高くなるから補助金交付は可能だよとかアドバイスを含めて担当課は補助団体と話をしているはずでございます。

#### 委員

はい。じゃ優良な団体は上がるんですね。減額されたけどまた上がるんですね。

#### 財政課

そういう部分も含めて補助金として交付した方がより行政効果が上がるような部分については、何も補助金削減だけが目的の答申ではございませんので、市民活動補助金みたいな部分について活用出来るようなものは活用していく。或いは今、補助金を受けていない団体であっても公共の利益に服する事業をしていて、補助をした方がより直接経費で執行するよりも効果が上がるようなものについては拾い上げる可能性とか、そういう部分がございます。

#### 委員

はい。補助金等検討委員会への諮問の内容ですが、例えば増額とかの項目はありますか。無いと思うんですよ。多分ね。問題は削ることが大前提だと思うんです。削る理由を見つけているみたいにしか思えなかったんですよ。それは机の上でやればさっき言ったように100点なんですよ。間違えなく。そこに血も涙も入れないのではしょうがないんじゃないのかというのが私の考えです。そこに、これは結果だと、これに対して例えば1年間猶予の中でこうしてもらわないと次はこうなりますとか、猶予期間とか施行期間とかが出来ないのかが私の考えです。例えばゼロでもゼロでは可哀想だから半分にするとか、何十パーセント減にするとか、ただそんな問題じゃないような気がします。せっかくのものが無くなってしまふ、或いは方向性がおかしくなってしまう。地域のコミュニティ何とかしろよって行政は旗振りしているはずなんだけれども、実際はその原資を取り上げるんだから駄目だと思うんですよ。考え方として。だからむしろその現場のボランティア的な活動を含めてもやはり存続させるもの、活性化させるもの、伸ばしてあげるもの、色んなものの区分けは、またこの委員会の答申とは別に行政の指導の中で進めるべきじゃないかということをお話したんですよ。例えば今この事を議論していて、そこに関係する当該団体がいて、補助金の事でこういう事情で補助金削られたと言ったら納得いかないと思うんですよ。でも大変な事を多分検討委員会の中でやって来ているはずですから。私は現場の声を反映させようと思っているんですが、俺らのことを見てくれよと、こういう人もいる訳です。でも見てくれよと、その役目は皆さんなんですよ。担当課なんですよ。委員会の中ではこう出たけれどもね。あとは重複するものも含めてね。よく重複するものはこっちに含めちゃうよという意見がありますよね。それはごもっともですが、それも現場の温度差だと色々含めてやっていかなければならない。その期間とその指導内容は行政がやるものだと思います。

#### 会長

よろしいですか。制度論で言えば当然それはあり得る訳で、審議会の答申どおりにやらなくてはいけないという義務は法的にはありません。拘束されない訳です。じゃ勝手にやっついていかというと、だったら審議会を設ける意味が無いのでやっぱり尊重する。ただし、担当課が現場とのやり取りで答申ではこうだけれども、こういう事実があり、こういう要望があり、こういう必要性があるという理由が明確にあるものについては、つまり答申では出たけれども、そうしませんというのは有りなんですね。場合によっては私などもそういう諮問委員会を行った時に、つまみ食いされると困りますと必ず言うようにしています。いいとこだけ摘まんでそれをバックにももの言ってもらったら困ると。だから尊重して欲しいと。それで答申と違うことする場合はきちっと理由を含めて後で説明して欲しいという事を要望する

んですが、制度としてはそういう制度ですね。ですから私の理解としては担当課は当然そういうやり取りをしているのではなかろうかと思うんですがそう理解してよろしいですか。別に答申どおりにしているとは思えませんが、どうでしょうか。その辺を西山委員はお聞きになりたかったのかと思うんですね。

委員

そう、だから死刑制度と一緒にですよ。誰が判子を押したか分からない様な話ではしょうがないでしょうと。担当者なんだから。そこを明確にして下さい。そうすると見えてきますよ。

会長

恐らくその答申を受けてそれも踏まえて担当課としては判断しているんだろうと思われませんが、そういう理解でよろしいですよ。

財政課

はい。

会長

応援しているつもりなんで、そうですと言って頂ければ。

委員

はい。昨年補助金検討委員会で第1期なんですね。それで3年間か4年間を経てH22年度に実施した訳ですから。大体粗方はそのまま残っている状況で、かなり廃止になったのも随分あって、この調査票の中には各課がどういうことをこの間指導してきたのかということも財政課は書かせた訳です。書いているところと、結局こういう事で出来なかったとかということをもう一度議論した訳ですが、今後この結果をどうこうするというのは基本的には議会でしょうね。執行部が予算編成して議会の承認を得て、その時にこの諮問委員会の報告書も十分勘案して頂けるという事を期待するのが1つと、その報告書を財政課がきちんと担当課につないであとでフォローするという事も話に出たはずですよ。ですから今後この補助金の適正交付という事業にはちゃんと入れて欲しいなど、諮問内容報告書については毎年毎年きちんと担当課が行政指導をきちんとしてその結果報告を財政課が受けて、それに対してまたアクションを起こすようなことを繰り返しやっていかないと補助金は減らないし、適正になっていかないのかという気はします。

会長

そのとおりだと思います。そういうフォローをきちっとして頂くことが大事だと思います。せっかくの諮問委員会ですから。ではこの計画についてはよろしいですか。ここで私所用のため退席させていただきます。後は副会長に託して失礼させていただきます。今日は終わりませんので、きりのいいところまでやってもう一度やらせて頂きたいと思います。失礼させていただきます。

副会長

それでは会長が所用により退席致しましたので私が進行を努めさせていただきます。一連番号47番。都市計画税の導入について、何かございますか。

委員

はい。実施内容の中の区域の決定のところ都市街化調整区域とか線引きはどうなっていますか。

税務課

はい。現在笠間市の中で都市計画区域の中で都市街化調整区域と都市街化区域の線引きがなされておりませんので、原則的に都市計画税は線引きがされた中での都市街化区域を対象にするのが原則ですので現段階で都市計画税そのものが目的税ですので、都市計画事業の今後の進捗状況と合わせながら考えなければならぬので、この数字というのは例えばの数字ですので、例えば都市計画区域の中の市内全域。それと都市計画区域で用途区域を定めている区域がございますので、その部分を実施した場合の計算で、

最高税率が0.3パーセントですので、これ以下の数字で比べたものです。

委員

はい。用途地域の指定もはたして合致しているのかなという気持ちがあったので、岩間だったら駅前だったら商売している人が多いのかとか、住宅として使っているとか、355バイパスも用途を変えなければならぬとか用途地域の見直しを先にしてからの方がいいのかと思いました。

税務課

現在、都市計画区域の中で用途区域は定めてありますが、市街化調整区域と市街化区域の線引きがなされておりませんので、都市計画事業の中でそういったものがなされた時に都市計画施設の建設費用とかに充てるといったものですので、大前提としては線引きが先になると思います。

委員

友部地区は白地地域が多いですね。それは今後線引きはどうされるおつもりですか。

税務課

線引きをしなかったことによってある程度人口を維持してきたということもございまして、これらの調整を都市計画事業の中でやっていかないと新たな税というのはなかなか理解が得られないのかなと感じるので、都市計画課との調整をしながらやらなければならないと考えております。

委員

白地地域だから小規模開発が入ってきているので、線引きが人口増加を妨げているのではないかとかの議論が他の自治体で起きて、取組を止めてしまうような自治体もあります。自由に民間に任せるといふ考え方もあります。本当に将来展望を持って都市づくりをするという都市計画になっているのか。むしろ民間が開発したからそこを都市計画区域に含めようとか後追いの線引きになっているのではないかという批判もあります。むやみに消費税が上がるかもしれないとかそういう時代で新税の導入はなかなか難しいと思います。

委員

合併した時に地域の固定資産税が統一されていないと聞いたんですが。

税務課

合併後に固定資産の評価の見直しは3年毎に見直します。その中で評価は統一しております。

委員

私の記憶違いかもしれません。

副会長

計画書では最終目標年度がH30年度。そうしますとこの大綱はH28年度までですがどうですか。

税務課

検討をしながら導入を目指してH28年度に決定すればH30年度には課税できるのかと計画をしました。

副会長

H29年度とH30年度は計画外ですね。

事務局

検討の決定ということでH28年度で。

税務課

設定をH28年度に変えます。

委員

国の震災対策で税制改正が5年とか10年の時期で、議会とか市民の理解が得られるのか。笠間市はなぜこの時期に都市計画税を取るのと言われる気がします。消費税が導入される懸念があります。

副会長

決定は導入ばかりではありませんか。

税務課

はい。違う方の決定もあります。あくまでも税の財源の確保ということで、その火を消さないということであげたものです。

委員

新税の導入で都市計画税しか考えていないのですか。環境税とか廃棄物処理税とかそういうものを入れるというならば分かります。新たな財源の確保という形にして、都市計画税とかその他の税の検討とかの段階を踏んだほうが良いと思います。

副会長

ではそこを検討して頂くことで、お願いします。一連番号49番。固定資産税の課税客体について、何かございますか。

委員

未調査家屋とか漏れているものはどの位ありますか。割合的に。

税務課

原因としまして増築について把握が困難となっております。

税務課

逆に滅失されて届出がされないために課税されていた場合もあります。

委員

グーグルとかでは分かりませんか。

税務課

航空写真を利用しています。

委員

グーグルのライセンスを取ると良く分かるかもしれません。

委員

投入コストの根拠を教えてください。

税務課

2,100万円についてですが、航空写真を基に全体を現状とつき合わせて、一つのシステムに入れて現状と違うものを現地調査して洗い出すというものです。そのシステムの構築費です。やはり税の場合、コストの問題もありますが、公平公正が税徴収の信頼を得ることとなりますので、見逃しの部分や未届けによる見落としなど、小さいことが大きい傷口になりますので、そういった部分をいくらかでも直して信頼につなげようという形でこういったものやっつけていこうというものです。

委員

はい。課税客体はこれ以外の表現はありませんか。

事務局

この表現は第二次大綱案の項目として課税客体的な把握として掲載しているものです。以前分かりづらいつらという指摘もありましたが、法律的に客体という言葉を使った方が分かりやすいということで課税客体という言葉を使っております。

委員

法律的に客体じゃなければならないのならば仕方が無いと思います。

副会長

大綱では課税客体でしたが、この計画ではどうかということですね。

税務課

やはり市民の目から見て分かりやすい表現がいいのかと思います。

副会長

では考えて頂くということよろしいでしょうか。次一連番号50番。市税徴収率の強化について、何かございますか。

委員

未納の資料ありますかと質問していましたが、資料が無いようですが、資産はあるけど支払わないという方もいるように感じます。どの様な認識か伺います。

納税等特別対策室

未納の理由は統計的なものは取っておりませんので詳しい数字は分かりませんが、それに対して財産調査により差押えや滞納処分を強化する形で対応しております。

委員

先日の市報で競売が2件出ていました。金額が大きければそういう対応も出来るでしょうが、保育料とか滞納が増えています。金額が小額の場合、法的費用もかかるので大変ですよ。ですから理由をつかんで絶対取れない人、資産はあるけど払わない人、これらをしっかりつかんでいないと。

納税等特別対策室

それはしたいんですが、滞納者の数もかなり出ております。担当職員も少ないのでそこまで至らないというのが現状です。限られたスタッフで対応しております。

委員

地域の会費とかも同じです。普通の生活をしていても会費を払わないのと同じで、意図して払わない人がたくさんいると思います。そこに手を打たないと徴収率の強化といっても題目で終わってしまいます。

副会長

民との協働の可否のところでも市民の目が市民を監視するとありますが、監視という言葉は違和感を感じます。機運の醸成とか皆で税を払いましょうというような表現が出来ないのかと感じました。

委員

税金の分割払いは出来ますか。

#### 税務課

市県民税の大きい事業所とかは特別徴収として12回に分けていますが、固定資産税とか軽自動車税とかは法律で4回とか1回とかで支払うことになっております。

#### 委員

はい。課題のところ。徴収率が低かったは徴収率が低かっただと思います。

#### 副会長

ではよろしいでしょうか。次、一連番号54番。国民健康保険税徴収率の向上について、何かございますか。

#### 委員

将来の収入増がゼロなのはどうしてですか。

#### 保険年金課

これにつきましては、現年分の徴収率が例えば82.7パーセントとなっていますので、それを目標の88パーセントの差額でございます。

#### 保険年金課

実際的にはH24年度からもH23年度と同じ数字が入ります。

#### 事務局

こちらの考え方はH22の実績が例えば82.7パーセントと数字が出ております。それに対して次ページで年度毎に目標値がありますが、H22をベースにしてH23は86.6パーセントから82.7パーセントの差額を計上しています。ただしH24以降は目標値が86.6パーセントと対前年度と比べて増減が無いので、増えた分を収入増と見て頂きたいということで示したので、目標パーセントが同じということで0としました。対前年と比較して目標値が現状維持の目標なので前年と比較すると0ということなのです。

#### 副会長

数字が違いますが。

#### 委員

数値目標は82.7パーセントが現況ならば来年は1パーセント上げましようとかいうのが目標ではないですか。特別徴収とか督促状とかをして最終目標値をせめて0.5パーセントずつ上げていきたいと思いますか。同じ数値でいくというのがそもそも違う気がします。

#### 副会長

件数は増えているんですよね。最終目標値は88パーセントですがH28の目標値は86.6パーセントとなっています。この件もあります。

#### 委員

この項目は徴収率の向上です。

#### 委員

事前質問の回答ですが、未納者はそれなりの理由があって冷静に分析が必要に対して、実態の把握に努めます。それから払えるのに払わない市民には断固対策が必要に対しては、差押さえなど厳しく対応してまいりますと、今までやっているんですよね。

#### 保険年金課

その点につきましては機構改革により国保税の現年度は、保険年金課で対応することとなりました。

その前までは納税課でした。その点で違ってくるのかと思います。

委員

では今まで担当じゃないから知らないで、今度担当になったからそういうことやっていきますということですね。前の担当から業務は引き継ぐと思いますが、こういう実態があるんだよということも。是非こういうところは大事なところなので捉えておいて当たって頂きたいと思います。

副会長

数字の違うところもありますので見直して頂く

委員

差押え件数とか督促件数などが不自然です。数字を並べていったような気がします。

委員

実施内容で更に臨時職員3名を雇いとあります。

保険年金課

これにつきましては10月から臨時職員3名を雇いました。現在、前年分の滞納者に対して電話催告等をしております。これから臨時職員3名が電話催告等をした中の収納率が上がるかについてはこれからの問題です。

委員

実施内容の括弧書きで機構改革より現年度分は保険年金課、滞納繰越分は税務課と分けましたがメリットが分かりません。効果もです。

保険年金課

保険年金課としては現年度分だけきても重荷になったのが現実です。滞納繰越分は税務課ですがそのウエイトは高いです。

委員

徴収率の向上をそれぞれ個別に取り組んでいるので、先日の外部評価の中で出ましたが、それぞれが分からず無駄になっています。固定資産税に給食費上乘せみたいなことをしていかないと、出来るかは別としてそういう1つの税に他を付けて通知したりしないと個別に各課が取り組んでいても上がってこないと思います。そういう時に機構改革で現年度分と滞納繰越分を分けたということは逆なのかなと思いました。

委員

徴収を上げる案件については10の担当があるんですね。例えば、滞納徴収の課をつくってそこにまとめてそこで実施すると。各課で滞納整理のために臨時職員とかを充てるのは計算すれば滞納が減る数字にはならないのかと。

委員

滞納整理に出かけるときは、その地区の職員は行かないんです。知っている人がいますから。租税債権管理機構はそのためです。組織をつくって一括してずるい滞納者を情報一元管理して対応しないと行政評価の委員会でも出ました。

保険年金課

その点は税務課から話がありました。人に対して税金とか使用料とか全部が入って来ないんです。

委員

それをまとめるシステムが必要だという行政評価委員の意見が出たんです。

#### 委員

11項目が徴収としてありますが滞納者の情報を出すとそれぞれ項目が出てくると思います。その情報を全部持ち寄って合わせればだれを重点的に徴収するかが決まってくると思います。一元化すればいいのかと思います。

#### 納税等特別対策室

徴収の一元化は将来的には向かうのかとは思いますが。ただ課税は各課で課税していますので、滞納処分をする際には督促状を出さなければなりません。それは各課税した課が出さなければなりませんのでいち早く回収するためには早い催告が必要で、早い対応が求められていますので、そのためには課税した課がすぐ適切な処置を取って徴収まで行うことが一番いい事なんですね。だから各課でやれることをちゃんとやって、それでもだめなものは一元化して集めましょうというのが今の一元化です。始めから全部集めるということではないのでその辺、各課を集めて対策会議をしておりますので、そこで検討しているところです。

#### 副会長

では全く手付かずではなく、既に対応を始めているということですね。

#### 納税等特別対策室

債権によっても時効の年数が違うものもあり、滞納処分が出来ないものもあり色んなものがごちゃ混ぜになっていますので、これを一度に処理しようというのは難しいので、集めるにしても滞納処分が出来るものだけとか分けなければなりませんので、そういうことを踏まえて庁内で検討している段階です。

#### 委員

それは市全体で取り組めば半年遅れたとしてもそれぞれの課はそれぞれ違うんです。そこを乗り越えて一本化して管理していくことが出来なかしらということ。こういう事情だから出来ません出はなく、そういう事情を乗り越えてやってみる必要はあるのかと思います。

#### 納税等特別対策室

ですからその前の段階でやるべきことを各課でちゃんとやって頂こうということ徹底させましょうということをお願いしているところです。あとは委員さんと同じでその後の検討は必要だということ。です。

#### 副会長

この件は、先程の件をもう一度検討して頂きたいと思います。次一連番号61番。国民健康保険税の見直しについて、何かございますか。

#### 委員

マル福ペナルティとは。

#### 保険年金課

はい。通常医療費についての補助金は34パーセントが国、それが療養給付費負担金、9パーセントが国で財政調整交付金、7パーセントが県から財政調整交付金という形で来ますが、そのうちの療養給付費負担金、財政調整交付金という国から来るものに対して、例えば保険負担として一般ですと1千万円かかったうちの7割を負担して700万円を保険では医療機関に支払いますが、それに対しての34パーセントが補助金として頂けます。700万円のうちにマル福というのがあると、国では認めていない制度ですので、これは県単独、市単独でやっているのものでそのものについて700万円のうち200万円マル福が仮にあれば、これは独自でやっているものだからそれに対しては0.85なり0.9なりを掛けてこれを下げてからの34パーセントというものになります。H22年度例えば100として計算して頂ければ国から3,000万円の

お金がもらえるのが今の実情ですので、市町村会を含めて連合会を通して国に要望を出してマル福のペナルティーを無くせよという動きを全国的な運動としてやっていますが、なかなかはいと言って頂けないのが現状です。

委員

その分は、結局は県と市で持つんですか。

保険年金課

そうです。先程井上委員からお話がありました財政課のところでも出ました特別会計の一般会計からの繰入金について、今のところH22、H23を含めて国補関係はルール分以外は今のところ入れていません。ペナルティー部分も入れていません。先程財政課長が説明したように医療費の部分がH21からH22にかけて8パーセントの伸びですから。それに対して課税対象となる所得が4パーセント減するので、それに対してH24に税率を上げて自己解消することを考えてはいるんですが、マル福のペナルティー分3000万円分を含めて、もしこれでも運営出来ない場合は一般会計からの繰り入れを、先程、財政課長が言っていました。ルールを決めた上で行っていかうという話にはなっておりますので、県内で44市町村がありますがルール分以外の一般会計からの繰り入れを行っていないところは8市町村で笠間も含まれていますが、厳しい状況になってきておりました色んな情報もあり、これを探っているところです。

委員

マル福やってない市町村は無いでしょう。

保険年金課

はい。

委員

ではペナルティーはルール分みたいなものですね。

保険年金課

マル福ペナルティーとして入れている自治体は結構多いですね。あと保険税を本当はこれだけ上げたけれど保険税緩和するのにそこまで上げられないからその差額分だけを一般会計から繰り入れるよとかその2つが多いですね。赤字補填をしているところはごくわずかです。

委員

保険税の見直しは上げたいんですか。

保険年金課

はい。

委員

今の経済状況を勘案すると難しいと。

保険年金課

一般会計から繰り入れを単純にやっただけのものか別として、苦しくなったときに税率を上げなければならないときにそこまで上げていいのか、その分のお金をもらうのか、それとも収納率を上げることで説得してからするのか議論は様々です。

副会長

これについてはよろしいでしょうか。次一連番号69番。国民健康保険事業の経営健全化について、何かございますか。

委員

これも含めて今、しましたね。

委員

ジェネリック医薬品は大丈夫なのか気になりますが。

保険年金課

ジェネリック医薬品を薦めようということで医療費通知を年6回被保険者に通知していますが、そこでジェネリック医薬品を使えばあなたの負担はこれだけになりますという通知を出そうとしていたが、県医師会でいい顔をされず、不安に思っているお医者さんもいるというのが現実だそうで、薬剤師の方は影響ないと言っているんですが。その辺は難しいです。

委員

市で推進していたらその責任が大変なのかと思いました。

保険年金課

笠間市医師会の了解は得ましたので、差額通知は出そうと考えております。

保険年金課

厚生労働省からジェネリック医薬品の使用促進ということで、先発医薬品と比べて同等だと、製造販売もされており問題は無いということです。

副会長

ではこれは計画通りということでよろしく願いいたします。では本日は以上で終了とします。お疲れ様でした。